

## 序章

# 電子取引への対応が最優先課題 改正電帳法に係る社内体制・ 内部統制整備の全体像

### 【この章のエッセンス】

●改正電帳法においては、帳簿の電子保存や取引情報のスキャナ保存に優先して、まず義務規定である電子取引に係る取引情報の電子データによる保存に取り組みることが必要であると考えられる。

●税法を考慮しつつ、正しい情報を提供し、アカウントビリティを果たすような社内体制・内部統制を整備することが重要である。

## はじめに

本稿では、2022年1月1日から施行される改正電子帳簿保存法（以下、「改正電帳法」という）の概要と実務に関連して、社内体制および

内部統制を整備する際の要点について、本誌の主たる読者が企業関係者であることを想定して、以下解説していく。

改正電帳法の概要と実務については、本誌においてすでに次の記事が掲載されているので参考とされた。

・龍真一郎「改正電子帳簿保存法の概要と実務ポイント」『旬刊経理情報』2021年7月10日号（No.1616）。以下、「概要と実務ポイント」とする。

・龍真一郎「優良電子帳簿の要件、原本破棄の時期等」改正電子帳簿保存法通達・一問一答の実務ポイント」『旬刊経理情報』2021年9月20日号（No.1622）。

改正電帳法における改正点は、帳簿の電子作成保存、スキャナ保存および電子取引にわたるが、紙幅の都合上、以下においては、電子取引およびスキャナ保存に重点を置いて解説する。なお、本特集の記載は、筆者の私見に基づくものが多く含まれており、筆者の所属する法人等の見解と異なることがあることをあらかじめお断りしておきたい。

## 改正電帳法を契機とした社内体制の見直し 何を優先するか？

改正電帳法の概要については「概要と実務ポイント」に詳しいが、これに関して、日本公認会計士協会「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しを受けた監査上の

対応について（お知らせ）」（2021年9月29日）では、図表1のとおり、要約が示されている。

図表1において留意すべきは、帳簿等に関する電子文書保存および取引関係書類のスキャナ保存は任意規定（「できる」規定。図表1の（\*）参照）であるのに対して、電子取引については強制規定（「しなければならぬ」規定。図表1の（\*\*））とされており「可能」とされていない。とされている点である。なお、この点については、国税庁「電子帳簿保存法Q&A（一問一答）」令和4年1月1日以後に保存等を開始する方（<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>参照。以下、「一問一答」という）においてはさらに明らかである。

図表2の点線箇所のように電子取引の取引情報については、紙による保存が認められていない。改正電帳法については、帳簿保存、スキャナ保存、電子取引の順に解説されることが多いため、とかく誤解されることが多いが、いずれの企業もまず優先して取り組むべきは、電子取引の取引情報に関する経理業務のプロセスや関連する内部統制等の社内体制の見直しであり、適用時期（2022